

Client Alert

15 January 2026

インドネシア：インドネシア政府が商業的公共空間における楽曲及び音楽の使用料支払いを義務付ける通達を発表

本アラートに関する お問い合わせ先：



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
[Yosuke.Takenaka
@bakermckenzie.com](mailto:Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com)



山頭 めぐみ
アソシエイト
03 6271 9538
[Megumi.Santo
@bakermckenzie.com](mailto:Megumi.Santo@bakermckenzie.com)

概要

インドネシア政府は、商業的な公共空間における楽曲や音楽の著作物の利用に対して使用料の支払いを求める通達を正式に発表した。この通達は、著作権法の遵守を強化し、著作者や権利者が作品の公共利用に対して公正な対価を受け取れるようにすることを目的としている。

詳細

この通達は、ホテル、レストラン、カフェ、ショッピングモール、娯楽施設等、幅広い商業施設に適用される。事業者は適切なライセンスを取得し、著作者の代理としてロイヤリティを徴収・分配する権限を有する著作権管理団体（LMK）を通じてロイヤリティを支払うことが義務付けられている。

政府は、この政策が著作権の執行を強化し、知的財産権の尊重を促進するための包括的な取組の一環であることを強調している。また、この政策は、著作者が自身の作品から経済的利益を享受できる公正なクリエイティブ経済のエコシステム構築に向けたインドネシアの取組に沿うものである。遵守しない場合、行政制裁が科され、重大な場合には法的措置が取られる可能性がある。

この施策は、音楽やクリエイティブコンテンツが商業環境で公正に収益化されることを確保し、国内の著作権実務を国際基準と調和させるというインドネシアの積極的な姿勢を反映している。